

ボルトングループ

NEWS LETTER

MANAGEMENT SERVICE

1
2026

2026年1月号のニュースレターをお届けします。
掲載内容に関してご不明な点等があれば
当事務所までお問い合わせください。



味の素150億円申告漏れ 会社側は不服請求
「先端設備導入計画」の概要
中小企業経営強化税制
ぐんま賃上げ促進支援金
群馬県の最低賃金額一覧
令和7年度業務改善助成金のご案内
会社が知らない「本当の退職理由」
子育て支援金 平均月500円 会社員ら負担
M&A譲渡し情報

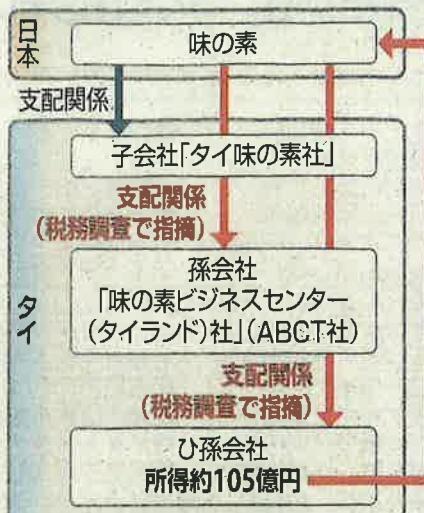
Bolton Θ

ボルトン税理士法人

(株)開業医支援さくら会

(株)ボルトン労務管理事務所

(株)北関東M&Aサポート



ナイジェリアの債権放棄分と合わせ、
東京国税局が計約150億円の申告漏れを指摘

→味の素は国税不服審判所に審査請求

味の素は読売新聞の取材
に対し、「不適切な租税回
避の意図は一切ない。当局
不服審判所に審査請求して
います。」と述べた。

東京国税局は、味の素の「孫会
社」であるABC Thailand Subsidiary
に課税対象外として扱うとし、
ABC Thailand Subsidiaryの所得を合算
せずに、ABC Thailand Business Center
の所得を合算するとしている。

ABC Thailand Subsidiaryの所得は、
ABC Thailand Business Centerの所得と
合算せずに、ABC Thailand Business Center
の所得を合算するとしている。

ABC Thailand Business Centerの所得は、
ABC Thailand Business Centerの所得と
合算せずに、ABC Thailand Business Center
の所得を合算するとしている。

ABC Thailand Business Centerの所得は、
ABC Thailand Business Centerの所得と
合算せずに、ABC Thailand Business Center
の所得を合算するとしている。

ABC Thailand Business Centerの所得は、
ABC Thailand Business Centerの所得と
合算せずに、ABC Thailand Business Center
の所得を合算するとしている。

ABC Thailand Business Centerの所得は、
ABC Thailand Business Centerの所得と
合算せずに、ABC Thailand Business Center
の所得を合算するとしている。

ABC Thailand Business Centerの所得は、
ABC Thailand Business Centerの所得と
合算せずに、ABC Thailand Business Center
の所得を合算するとしている。

ABC Thailand Business Centerの所得は、
ABC Thailand Business Centerの所得と
合算せずに、ABC Thailand Business Center
の所得を合算するとしている。

ABC Thailand Business Centerの所得は、
ABC Thailand Business Centerの所得と
合算せずに、ABC Thailand Business Center
の所得を合算するとしている。

ABC Thailand Business Centerの所得は、
ABC Thailand Business Centerの所得と
合算せずに、ABC Thailand Business Center
の所得を合算するとしている。

ABC Thailand Business Centerの所得は、
ABC Thailand Business Centerの所得と
合算せずに、ABC Thailand Business Center
の所得を合算するとしている。

ABC Thailand Business Centerの所得は、
ABC Thailand Business Centerの所得と
合算せずに、ABC Thailand Business Center
の所得を合算するとしている。

ABC Thailand Business Centerの所得は、
ABC Thailand Business Centerの所得と
合算せずに、ABC Thailand Business Center
の所得を合算するとしている。

ABC Thailand Business Centerの所得は、
ABC Thailand Business Centerの所得と
合算せずに、ABC Thailand Business Center
の所得を合算するとしている。

ABC Thailand Business Centerの所得は、
ABC Thailand Business Centerの所得と
合算せずに、ABC Thailand Business Center
の所得を合算するとしている。

ABC Thailand Business Centerの所得は、
ABC Thailand Business Centerの所得と
合算せずに、ABC Thailand Business Center
の所得を合算するとしている。

ABC Thailand Business Centerの所得は、
ABC Thailand Business Centerの所得と
合算せずに、ABC Thailand Business Center
の所得を合算するとしている。

国税指摘

味の素150億円申告漏れ

食品大手「味の素」（東京）が、タイの現地法人の所得を申告していないなかつたなどとして、東京国税局から2024年3月期までの3年間で計約150億円の申告漏れを指摘されていたことがわかった。外国法人を用いた租税回避を防ぐ「タックスヘイブン対策税制」が適用されるなどしており、法人税の追徴税額（更正処分）は過少申告加算税を含めて約13億円に上ったという。（加藤哲大）

会社側は不服請求

外国法人「税回避」巡り

味の素は読売新聞の取材
に対し、「不適切な租税回
避の意図は一切ない。当局
不服審判所に審査請求して
います。」と述べた。

東京国税局は、味の素の「孫会
社」であるABC Thailand Subsidiary
に課税対象外として扱うとし、
ABC Thailand Subsidiaryの所得を合算
せずに、ABC Thailand Business Center
の所得を合算するとしている。

ABC Thailand Business Centerの所得は、
ABC Thailand Business Centerの所得と
合算せずに、ABC Thailand Business Center
の所得を合算するとしている。

ABC Thailand Business Centerの所得は、
ABC Thailand Business Centerの所得と
合算せずに、ABC Thailand Business Center
の所得を合算するとしている。

ABC Thailand Business Centerの所得は、
ABC Thailand Business Centerの所得と
合算せずに、ABC Thailand Business Center
の所得を合算するとしている。

ABC Thailand Business Centerの所得は、
ABC Thailand Business Centerの所得と
合算せずに、ABC Thailand Business Center
の所得を合算するとしている。

ABC Thailand Business Centerの所得は、
ABC Thailand Business Centerの所得と
合算せずに、ABC Thailand Business Center
の所得を合算するとしている。

ABC Thailand Business Centerの所得は、
ABC Thailand Business Centerの所得と
合算せずに、ABC Thailand Business Center
の所得を合算するとしている。

ABC Thailand Business Centerの所得は、
ABC Thailand Business Centerの所得と
合算せずに、ABC Thailand Business Center
の所得を合算するとしている。

ABC Thailand Business Centerの所得は、
ABC Thailand Business Centerの所得と
合算せずに、ABC Thailand Business Center
の所得を合算するとしている。

ABC Thailand Business Centerの所得は、
ABC Thailand Business Centerの所得と
合算せずに、ABC Thailand Business Center
の所得を合算するとしている。

味の素は取材に「債権放棄について、急激な為替変動の影響による経営悪化を理由に全額放棄し、特別損失として計上していました。これについて同国税局は、全額放棄する必要性はなく、特別損失分の所得を圧縮していたと判断した。

タイの現地法人を巡る申告に關し、味の素は取材に

「タックスヘイブン対策税制が適用されるかどうかの解釈について国税当局と争っていた。これについて同国

税局は、全額放棄する必要性はないとの認識を改めて示した。ナイジェリ

アの債権放棄は、「現地から撤退も検討した上で合理的な経営判断だ」とし

ている。

味の素 31か国・地域に法人

味の素は1909年創業で、グループでは今年4月現在、31か国・地域に計121法人がある。本業のもうけを示す「事業利益」は2025年3月期に1593億円となり、6年連続で過去最高を更新した。

食品会社のイメージが強いが、存在感を増しているのが非食品分野だ。特に、祖業のうま味調味料の副生

成物を活用して1999年に開発した「味の素ビルアップフィルム（ABF）」は高性能半導体に必要な絶縁材料で、主要なパソコン向けで100%近くの世界占有率を持つ。

国税局も今回の税務調査で、味の素の海外での事業に着目。特にナイジェリア子会社に対する債権を巡っては、全額放棄の必要性はなく、結果として利益の一部を圧縮していたと判断したとみられる。

味の素は取材に「債権放棄、当時のナイジェリア法人は大赤字で、放置しておけなかつた」とし、「外部の専門家の意見も踏まえて債権放棄を実行した。税務上の目的はなかつた」と説明している。

「タックスヘイブン対策税制が適用されるかどうかの解釈について国税当局と争

っていた。これについて同国税局は、全額放棄する必要性はないとの認識を改めて示した。ナイジェリ

アの債権放棄は、「現地から撤退も検討した上で合理的な経営判断だ」とし

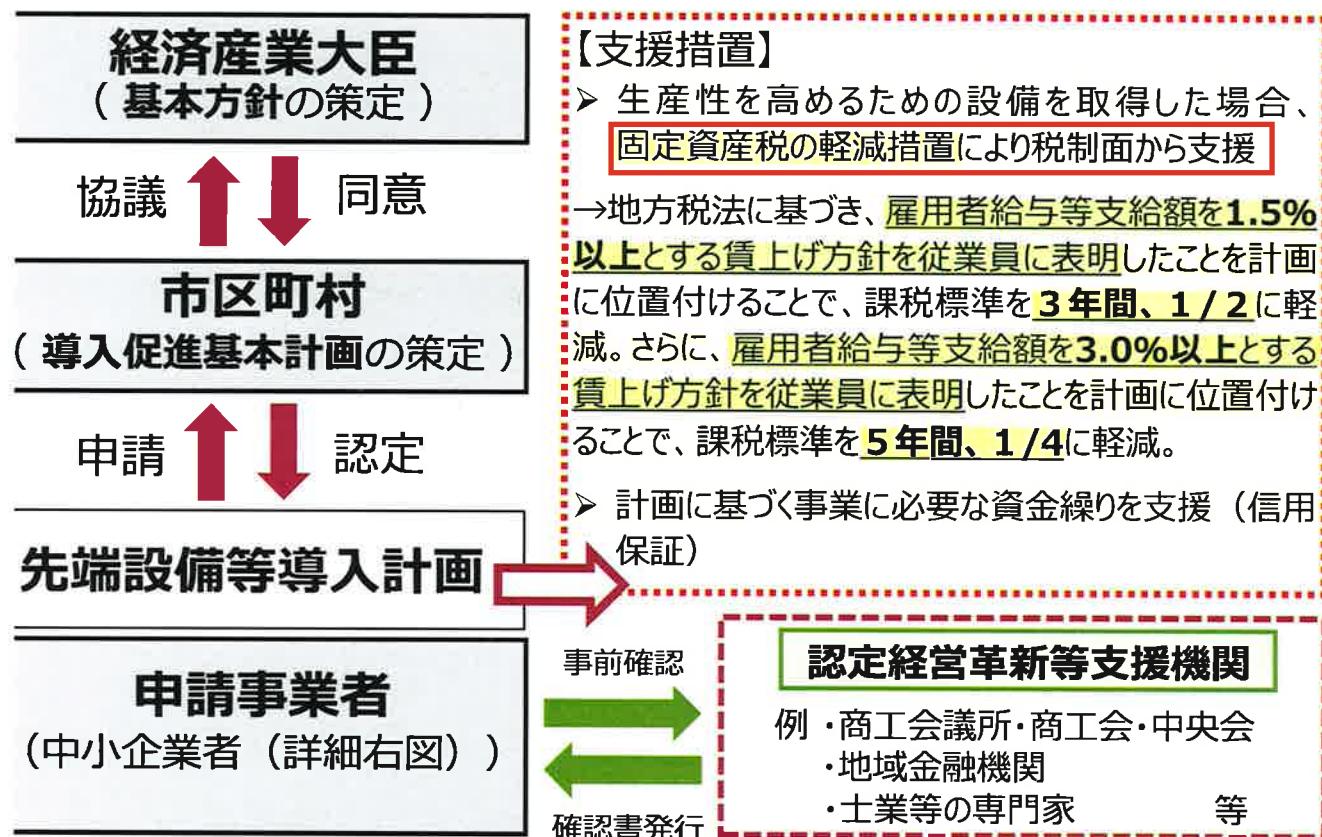
ている。



「先端設備等導入計画」の概要

- 「先端設備等導入計画」は、中小企業が、設備投資を通じて労働生産性の向上を実現するための計画。（労働生産性が年平均3%以上向上することが見込まれることが要件）
- この計画は、設備の導入先となる市区町村が「導入促進基本計画」を策定している場合に、当該市区町村から中小企業が認定を受けることが可能。認定を受けた場合は税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができる。

～先端設備等導入計画のスキーム～



～計画認定の対象者「中小企業者」～

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項	
政令指定業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業*	3億円以下	900人以下
ソフトウエア業 又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

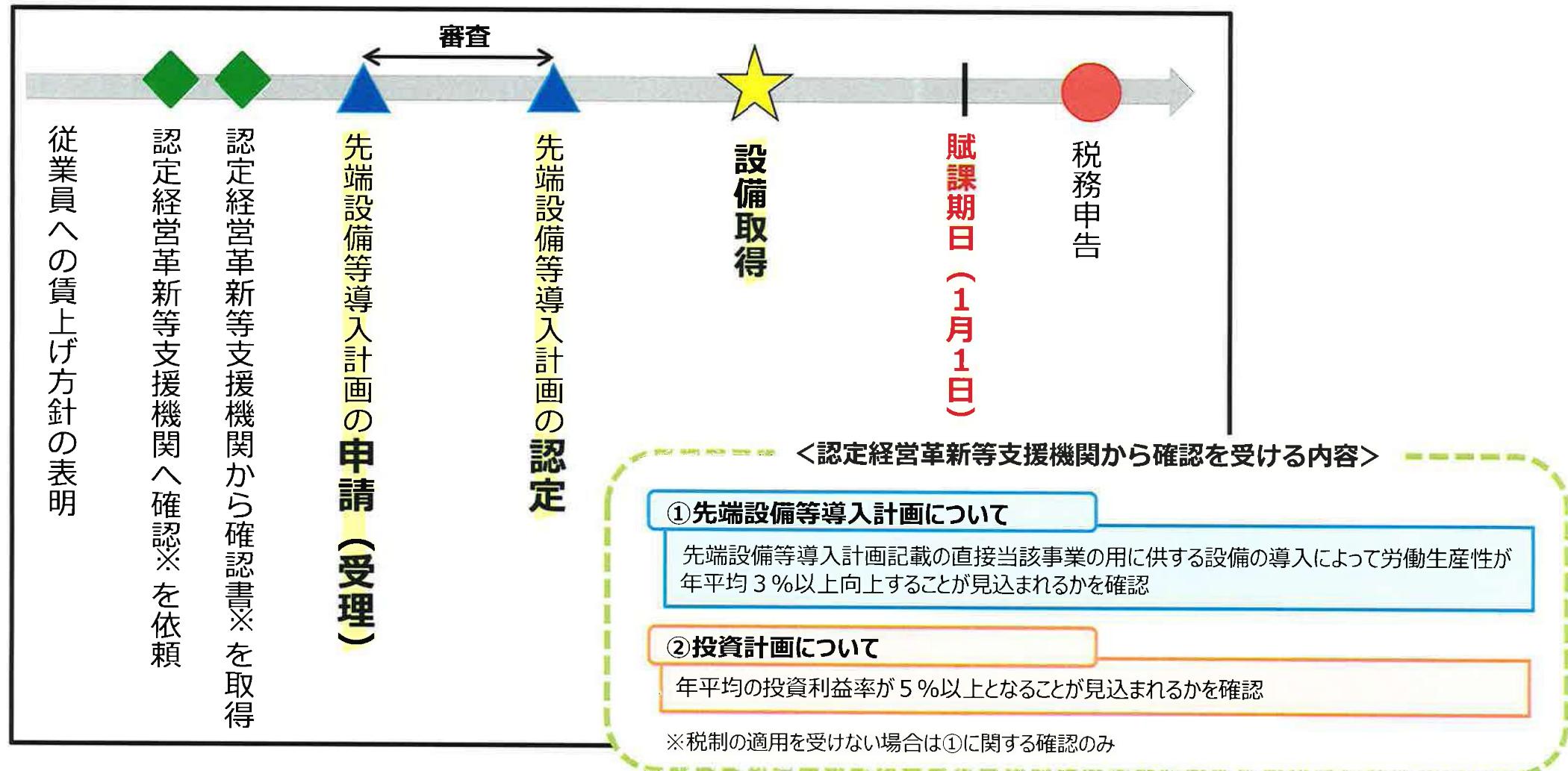
*自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

(注) 税制支援は対象となる規模要件が異なりますので、ご注意ください。

(参考) 設備の取得時期について

- 先端設備等については、以下のとおり、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが**必須**です。
- 市区町村に「先端設備等導入計画」を申請する際は、認定経営革新支援機関から発行される「投資計画に関する確認書」も同時に提出する必要があります。（変更申請により設備を追加する場合も同様です。）

○設備取得と計画認定のフロー



1. はじめに

中小企業等経営強化法に基づく支援措置

※ 経営力向上計画の策定は、別冊「経営力向上計画策定の手引き」をご確認下さい。

経営力向上計画の認定を受けた事業者は、計画実行のための支援措置（税制措置、金融支援、法的支援）を受けることができます。

- 税制措置・・・認定計画に基づき取得した一定の設備に係る法人税等の特例（P.2～）、認定計画に基づき行った事業承継等に係る不動産取得税の特例（P.12～）、認定計画に基づき行った事業承継等に係る準備金の積立（損金算入）の措置（P.14～）を利用することができます。
- 金融支援・・・政策金融機関の融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。
- 法的支援・・・業法上の許認可の承継の特例、組合の発起人数に関する特例、事業譲渡の際の免責的債務引受けに関する特例措置を受けることができます。

2. 税制措置

設備の取得に係る税制措置の概要

設備の種類 (価額要件)	建物及びその附属設備 (1,000万円以上)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
税制措置		<p>生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1%以上向上</p> <p>経営資源集約化に資する設備（D類型） 修正ROA又は有形固定資産回転率の改善が見込まれるパッケージ投資</p> <p>【措置内容】 法人税（※1）について、即時償却又は取得価額の10%（7%※2）の税額控除</p> <p>経営規模拡大設備等（E類型） 売上高100億円超を目指すロードマップの作成等</p> <p>【措置内容】 法人税について、即時償却又は取得価額の10%（7%※2）の税額控除 ただし、建物及びその附属設備は特別償却15%（25%※3） 又は取得価額の1%（2%※3）の税額控除</p>			

※1 個人事業主の場合には所得税

※2 を付した部分は、資本金3,000万円超の法人の場合

※3 建物及びその附属設備の特別償却率又は税額控除率は、その建物及びその附属設備を事業の用に供する事業年度の雇用者給与等支給額が前年度と比較して2.5%以上増加した場合（投資計画に記載した目標値以上である場合に限る。）には、特別償却15%又は税額控除1%となり、前年度と比較して5%以上増加した場合（投資計画に記載した目標値以上である場合に限る。）には、特別償却25%又は税額控除2%となる。

2. ①中小企業経営強化税制

(1) 制度の概要

青色申告書を提出する①中小企業者等が、②指定期間に内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき③一定の設備を新規取得等して④指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%（資本金3,000万円超の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

(注1) 税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%が上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

(注2) 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

(注3) 建物及びその附属設備に対しては特別償却又は税額控除を選択適用することができ、その建物及びその附属設備を事業の用に供する事業年度の雇用者給与等支給額が前年度と比較して2.5%以上増加した場合（投資計画に記載した目標値以上である場合に限る。）には、特別償却15%又は税額控除1%となり、前年度と比較して5%以上増加した場合（投資計画に記載した目標値以上である場合に限る。）には、特別償却25%又は税額控除2%となります。

条文：租税特別措置法

第10条の5の3【所得税】、第42条の12の4【法人税】

① 中小企業者等とは？

- 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- 協同組合等

※ 中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する「特定事業者等」に該当するものに限ります。

ただし、次の法人（発行済株式等の2分の1超がアグリビジネス投資育成株式会社の所有に属している農地所有適格法人を除きます。）は、資本金の額又は出資金の額が1億円以下でも本税制措置の対象とはなりません。

①同一の大規模法人（注）から2分の1以上の出資を受ける法人

②2以上の大規模法人（注）から3分の2以上の出資を受ける法人

③前3事業年度の所得金額の平均額等が15億円を超える法人

（注）大規模法人とは、資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人、資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する

従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

② 指定期間とは？

平成29年4月1日から令和9年3月31日までの期間

③ 一定の設備とは？

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性*が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率等いずれか	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率*が年平均7%以上の投資計画に係る設備 ※ 計画に使う期間は、投資計画中の財産の残価額が期間に合わせる		器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上）	・生産等設備を構成するもの ※ 事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものには該当しない。
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備	経済産業局	ソフトウェア（70万円以上） (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	
経営規模拡大設備等 (E類型)	● 投資利益率が年平均7%以上 ● 売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ● 売上高成長率年平均10%以上を目指す ● 前年度売上高10億円超9億円未満 ● 最低投資額1億円OR 前年度売上高5%以上 ● 買上げ率2.5% OR 5.0%以上 等 ※ 計算基準の範囲を越えた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減税策が重複の特例の適用不可。		機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） 器具備品（30万円以上） ソフトウェア（70万円以上） 建物及びその附属設備（合計1,000万円以上） （生産性向上に係る設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る） ※ 税制対象の設備投資総額の上限は、60億円	・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等

※ 1 発電用の機械装置、建物、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引きJP2_3を確認してください。

※ 2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物、建物附属設備を除きます。

※ 3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。詳しくは中小企業投資促進税制のQ&A（中小企業庁）を確認してください。<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/tyuusyoukigyouzousokusinzeisei.html>

※ 4 コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除きます。

※ 5 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>

ぐんま賃上げ促進支援金

令和7年10月16日から利用しやすいよう一部制度を変更しました

従業員の賃金を一定額以上引き上げた場合

40人分、最大200万円の支援金を支給します。

※改定後の最低賃金額の適用時期である

令和8(2026)年3月を待たず、3%又は5%以上の賃上げを
年内に実施した場合、本支援金を活用できます。

支給額

賃金を5%以上引き上げた場合

1人あたり**5万円**、最大**40人分**

申請上限が
40人に増加！

小規模な事業者
特例を新設！

「小規模な事業者」のみ 次の特例を利用できます！

賃金を3%以上引き上げた場合

1人あたり**3万円**、最大**20人分**

複数回申請
できるよう
になりました！

申請回数

申請上限に達するまで何度も申請できます！

支給対象者

県内に事業所を有する中小企業等

※医療法人、社会福祉法人、農業法人等もご利用いただけます。

対象期間

令和7年4月1日から **令和7年12月31日まで** に賃上げを
実施

賃上げ対象期間が
延長しました！

申請期限

令和8年 **1月31日(土)まで**

申請期間が
延長しました！

申請方法

特設サイトから申請

<https://gunma-chinage.pref.gunma.jp/>



太田市・館林市・渋川市・玉村町・大泉町では、上乗せを実施しています。

※詳細は特設サイトを御確認ください。

※本事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を
財源として実施する事業です。

くわしい申請手続きは裏面

ただし、予算には限りがあります。
早めの申請をおすすめします。

添付書類

- 支給対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- 賃金台帳等の写し(賃上げ月とその前月の基本給を比較します。)
- 支援金振込先口座情報(金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義等)が分かる預金通帳の写し等

申請時点で、パートナーシップ構築宣言に会社名が公開されていない法人のみ

- ④ パートナーシップ構築宣言に係る事務局からの受付完了メールなど
(登録が完了していなくても申請できます)**

※ 審査において、その他必要な書類があれば提出を求めることがあります。

申請方法

特設サイトの申請フォームから申請してください。



特設サイト：<https://gunma-chinage.pref.gunma.jp/>



申請手続きはオンラインで完結!
郵送手続きは不要です

特設サイトへ
アクセス

申請フォームに
必要事項を入力

必要書類を添付

入力終了・申請

申請完了!

申請受付から
振込まで
約4週間ほど

※振込までの期間は、申請書類の不備等の状況や申請時期などによって、
さらに期間を要する場合があります。予め御了承ください。

お問い合わせ

【ぐんま賃上げ促進支援金について】

ぐんま賃上げ促進支援金事業事務局

電話 050-6883-8771

【受付時間 9:00~17:00(土・日・祝を除く)】

お問い合わせフォーム

<https://tayori.com/f/gunma-chinageshien/>



【市町の上乗せ支援について】

太田市役所 産業環境部 産業政策課 電話 0276-47-1846

館林市役所 経済部 商工課 工業振興係 電話 0276-47-5148

渋川市役所 産業観光部 産業政策課 電話 0279-22-2596

玉村町役場 経済産業課

電話 0270-65-7144

大泉町役場 住民経済部 経済振興課 電話 0276-63-3111

群馬県の最低賃金額一覧



ちゃんとチェック！最低賃金

地域別最低賃金

▽群馬県で働くすべての労働者に適用されます

群馬県最低賃金

時間額
令和8年3月1日から **1,063** 円

特定最低賃金

▽下記の産業で働く方々には、特定最低賃金が適用されます

製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業

時間額
令和8年1月1日から **1,131** 円

【適用範囲】製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業(銑鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)及び可鍛鋳鉄製造業を除く。以下同じ。)、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。)

ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業

時間額
令和8年1月1日から **1,120** 円

【適用範囲】ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業(真空装置・真空機器製造業(真空ポンプ製造業を除く。)及び他に分類されない生産用機械・同部分品製造業を除く。以下同じ。)、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。)

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額
令和8年1月1日から **1,120** 円

【適用範囲】電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(電球製造業、電池製造業、医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)

輸送用機械器具製造業

時間額
令和8年1月1日から **1,120** 円

【適用範囲】建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、輸送用機械器具製造業又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業又は輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。)

※対象産業の表記は、日本標準産業分類(令和6年4月施行)によります。

令和7年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金
の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など



業務改善助成金を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

＜事業場内最低賃金とは？＞

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

対象事業者・申請の単位

- 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）事業場ごとに申請いただきます。

申請期限と賃金引き上げの期間

	申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日	令和8年1月31日
第2期	令和7年6月14日～ 申請事業場に適用される地域別最低賃金改定 日の前日	令和7年7月1日～ 申請事業場に適用される地域別最低賃金改定 日の前日	令和8年1月31日

※第3期以降の募集を行う場合、別途HPにてお知らせいたします。

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

* 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

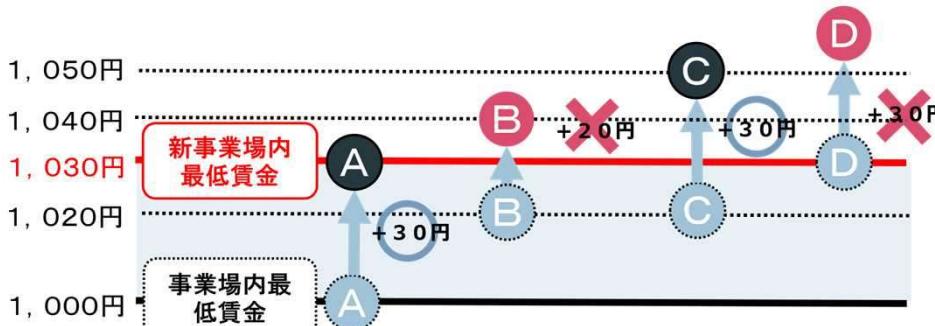
「引き上げる労働者数」の考え方

- 事業場内最低賃金である労働者
- 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金1,000円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可
 B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可
 C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可
 D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可

1,070円
■引上げ人数は2名とカウント



助成率

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント*以上低下している事業者

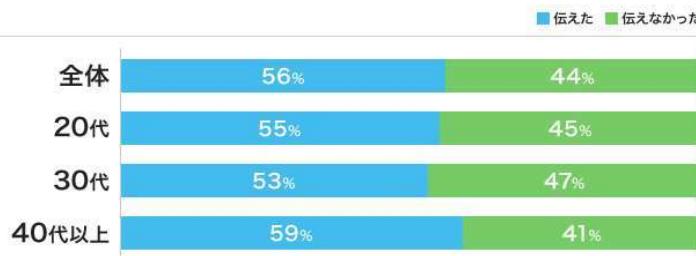
*「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

A：引き上げ人数としてカウント
 B・C：
 新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引き上げ人数としては、申請コースの額（30円）以上引き上げているCのみ対象。
 D：既に新事業場内最低賃金以上なので、30円以上引き上げてもカウントしない。

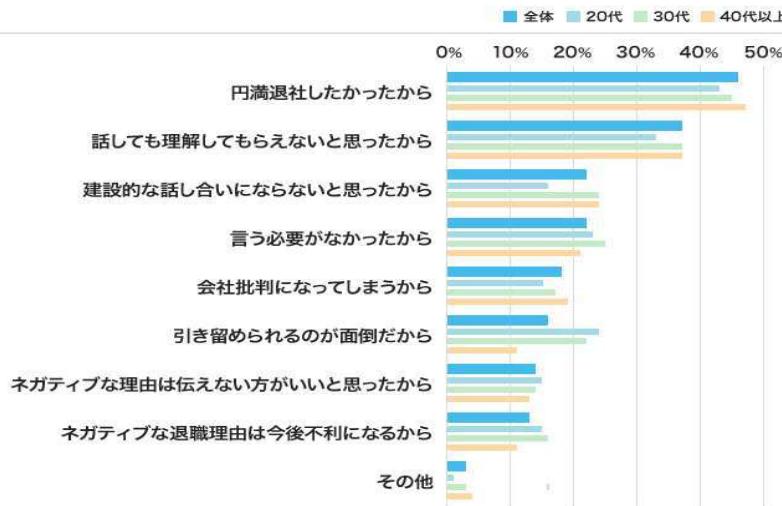


報告する際に、退職する「本当の理由」を伝えましたか？



退職報告に関して、「本当の退職理由」を伝えたかと聞いてみると、56%の人が「伝えた」と回答。一方で、44%の人が「伝えなかった」と答えていました。つまり、退職者のほぼ半数、2人に1人が、「本当の退職理由」を上司・会社に伝えていないということになります。

会社に「本当の退職理由」を伝えなかった理由は以下のうちどれですか？



本当の退職理由に潜むのは「組織の問題点」。
次なる離職者を生む前に状況の把握と対策を検討しましょう

① 退職報告時に、中立な第三者(人事)がホンネを聞く

直属の上司が退職の原因になっている可能性や、部署の雰囲気を上司が容認している可能性もあり、会社内の第三者として他部署(人事・総務など)からヒアリング(面談)する手法です。「今回の退職理由とは別で」と前置きした上で、「あくまで組織をより良くするための意見が欲しい」と、部署内の人間関係、マネジメントや給与・人事制度等についてもフラットに意見を聞きましょう。

② 退職者のチームメンバーから話を聞く

同じ部署、チームメンバーから話を聞いてみる手法です。「人間関係の悪さ」の要因や、部署やメンバーたちの粗探しをしていると思われないよう、前向きに「どうすれば退職者は辞めなかつたか」意見を聞きたいというスタンスで話を聞くことが重要です。退職者自身への悪口大会にならないよう、組織全体や、人間関係を把握していくことで、問題点が見えてくるはずです。

③ 退職者の傾向から、選考基準に反映させる

こちらは、そもそも採用ミスマッチや、フィットできずに退職になったと判断した場合の手法です。そもそも合わない人を今後は採用しないよう、退職者の傾向や共通するキーワードをまとめ、部署にフィットしない人材の要件を明文化。その後、採用時の選考基準に反映させることで、ミスマッチ離職は減少するはずです。

子育て支援金、平均月500円 会社員ら負担 2026年度 政府、徴収総額6千億円

こども家庭庁は12月26日、少子化対策の財源として公的医療保険料に上乗せして毎月徴収する「子ども・子育て支援金」について、2026年度の負担額の試算を示した。加入する医療保険や年収で異なり、会社員らが入る被用者保険は平均で1人当たり月500円が新たな負担となる。75歳以上の後期高齢者医療制度は1人当たり月200円。自営業者らが入る国民健康保険(国保)は1世帯当たり月300円となる。

支援金制度は26年4月から始まり、26年度は総額6千億円を徴収する。社会保障の歳出削減などで社会保険料の負担を軽減し、その範囲内で支援金を徴収する仕組み。医薬品の公定価格「薬価」の引き下げや高額療養費制度の見直しなどによって23~26年度に計6千億円分の負担が軽減されると見込まれる。こども家庭庁は、支援金としての徴収分が相殺されて「実質的な負担は生じない」と説明している。

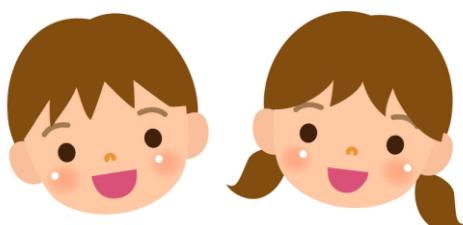
支援金の徴収総額は、社会保障費の削減などを進めながら27年度に8千億円、28年度に1兆円と段階的に引き上げる計画。個人や世帯の負担額も増える見通しだ。

年収別も試算。被用者保険は、大企業の会社員らが入る健康保険組合、中小企業向け「全国健康保険協会(協会けんぽ)」、公務員らの共済組合で、国が一律で定める支援金率0・23%を基に算出した。年収200万円では1人当たり月192円、1千万円は月959円。労使折半のため雇用主側も同額を負担する。

後期高齢者医療制度では、運営する広域連合が金額を決める。年収80万~150万円では1人当たり月50円、200万円は月200円。

国保は自治体が決める。夫婦と高校生までの子がいる世帯で年収100万円は月50円、300万円は月650円。

試算はこれまで示しているが、加入者数などが変動し増減が生じた。
(共同通信社)



M & A 譲渡し情報

Boltonθ

業種	所在地	売上高	譲渡希望額
整形外科	関東地方	5億円未満	応相談
建築工事業	関東地方	10億円未満	応相談
建築設計業	関東地方	1億円未満	応相談
足場	関東～東北	8億円	応相談
空調設備工事	関東地方	5～10億円	応相談
注文住宅建築	関東地方	5～10億円	応相談
訪問看護／居宅介護支援	関東地方	6,500万円	応相談
システム開発業	関東地方	1～5億円	応相談